

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	猟銃・空気銃等管理ファイル	
行政機関等の名称	福岡県警察本部長	
事務担当課等	生活安全部生活保安課	
個人情報ファイルの利用目的	猟銃及び空気銃等の許可その他銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号、以下「銃刀法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 銃種、2 許可証番号、3 本（国）籍、4 住所、5 氏名、6 性別、7 生年月日、8 登録事由発生年月日、9 許可番号、10 有効期間、11 商品名等、12 銃口径、13 銃特徴、14 銃番号、15 銃全長、16 銃身長、17 適合実（空）包、18 替え銃身本数、19 替え銃身、20 用途別、21 管轄警察署、22 追加打刻番号、23 記事、24 取消事由又は失効事由、25 問題銃状態	
記録範囲	銃刀法第 4 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 5 号の 2 及び第 5 号の 3 の規定による銃砲の所持の許可を受けた者、第 9 条の 4 第 1 項第 1 号の規定により指定を受けた教習射撃場を管理する者（第 9 条の 6 第 2 項の規定により届出があった場合）、第 9 条の 9 第 1 項第 1 号の規定により指定を受けた練習射撃場を管理する者（第 9 条の 11 第 2 項の規定により届出があった場合）、譲渡を受けた銃砲店又はクロスボウ販売事業者（第 8 条第 3 項の規定による抹消の申請又は第 9 条第 3 項の規定による許可証の返納があった場合）	
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報の有無	☒ 含む ☐ 含まない	
条例要配慮個人情報の有無	☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☒ 有 ☐ 無 （ 警察庁 ）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名 称	福岡県警察本部総務部総務課情報公関係
	所在地	福岡市博多区東公園 7 番 7 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	☒ 有 ☐ 無 3 から 6 まで、15、16 及び 18 から 20 までの記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、銃刀法第 7 条第 2 項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号）第 32 条による。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
☒ 該当	☐ 非該当 ☐ 法第 6 0 条第 3 項第 2 号非該当 ☐ 法第 6 0 条第 3 項第 3 号非該当	
※ 以下、該当の場合のみ記載		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名 称	福岡県警察本部総務部総務課情報公開係
	所在地	福岡市博多区東公園 7 番 7 号
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	名 称	福岡県警察本部総務部総務課情報公開係
	所在地	福岡市博多区東公園 7 番 7 号
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	—	